

## 指定地域密着型通所介護 デイサービス若芝 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社コミュニティワークが設置する指定地域密着型通所介護事業所デイサービス若芝（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定地域密着型通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその地域・居宅において、その有する能力に応じそのひとらしい生活をおくることができるよう、また家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な介護その他援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 3 地域住民との交流の機会が得られるよう、地域に根ざした開放的な事業所であるよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 デイサービス若芝

(2) 所在地 三島市芝本町 11 番地の 32

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（従業者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者 生活相談員 1名以上

介護職員 1名以上

従業者は、事業の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

介護職員は、通所介護計画にのっとり、利用者の日常生活を営むのに必要な介助、助言、生活支援を行う。

機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、日曜日、年末年始(12/30～1/3)及び、事業所の清掃等により利用を制限せざるを得ない日を除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間は午前9時15分から午後4時30分までとする。時間延長サービスは行わない。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日10人とする。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。
  - ①排せつの介助
  - ②移動、移乗の介助
- (2) 家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
  - ①衣類着脱の介助
  - ②身体の清拭、洗髪、洗身
  - ③その他必要な入浴の介助
- (3) 給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
  - ①準備、後始末の介助
  - ②食事摂取の介助
  - ③その他必要な食事の介助
- (4) 利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。
  - ①レクリエーション
  - ②グループワーク
  - ③行事活動
  - ④体操
  - ⑤機能訓練
  - ⑥静養
- (5) 送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。
  - ①移動、移乗動作の介助
  - ②送迎
- (6) 利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
  - ①生活、身上、介護に関する相談、助言

②その他必要な相談、助言

(利用契約)

第 8 条 指定地域密着型通所介護の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して面談の上、サービス利用契約書及び重要事項に関する説明を行い、両者の同意の下に利用契約を締結するものとする。

(利用料等)

第 9 条 指定地域密着型通所介護の利用料金等は次のとおりとする。

(1) 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、市町村から交付された介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じた額とする。

(2) 通所介護にかかる食費等については、次の額を徴収する。

①昼食代 600円

②おやつ代 200円

(3) その他レクリエーションサービス、趣味活動にかかる諸経費、及び連絡帳等の情報伝達にかかる諸経費については、別途徴収するものとする。

(4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、三島市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者が指定地域密着型通所介護の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供をするよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 従業者等は、指定地域密着型通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、緊急時対応マニュアルに基づき、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定め、防火管理者 渡部浩考のもと、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第 14 条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のために、対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じ、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。委員会は概ね 6 か月に 1 回以上開催する。
- 3 事業所は、従業者に年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、法令及び条例等に基づき公的機関から情報開示の指示がある場合等、並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第 16 条 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待等の禁止)

第 17 条 従業者は利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (3) 食事を与えないこと。
- (4) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (5) 事業所を利用できない旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (6) 性的な嫌がらせをすること。
- (7) 当該利用者を無視すること。

- 2 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、対策を検討する委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。委員会は概ね 6 か月に 1 回以上開催する。

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第 18 条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う

ものとする。

- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(地域との連携等)

第 19 条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催する。
- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
- 6 事業所は、指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めるものとする。

(ハラスメントについて)

第 20 条 事業所は、ハラスメントの防止に関する対策を講じることとする。

- 2 事業所はハラスメントの防止に関する委員会を設置し、次に掲げる事項について検討を行う
  - (1) 事業所内外におけるハラスメント防止の取り組み
  - (2) 発生したハラスメント行為の早期解決と再発防止に向けた取り組み
- 3 事業所は、関係者によるハラスメント行為を認めた場合にはハラスメントを受けている当該者の保護を最優先に考え、サービス提供の中止等の対策を速やかに実施することとする。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変

更を行うものとする。

(身体拘束)

第 21 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 22 条 事業所は、地域密着型通所介護に関する記録を整備し、そのサービス完結の日から最低 5 年間は保存するものとする。

2 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 2 か月以内

(2) 継続研修 年間 5 日

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社コミュニティワークと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日より施行する。

改訂履歴

改訂日	条項	内容
H24. 4. 1	第 5 条	サービス提供時間の変更
H28. 4. 1	第 19 条	運営推進会議等、地域との連携について追記 その他、地域密着型通所介護移行に伴う表記 の変更
H30. 7. 1	第 20 条	記録の保存期間について三島市通知に応じて 変更
R3. 4. 1	第 19 条	地域との連携を追加 これにあわせて条項番号の変更
R3. 4. 1	第 20 条	ハラスメントに関する規程の追加。 これにあわせて条項番号の変更
R3. 4. 1	第 17 条 2 項	虐待防止の委員会の設置について追加
R3. 4. 1	第 14 条 2 項	感染症予防の委員会の設置について追加
R3. 4. 1	第 21 条 2 項	認知症介護に関する研修について追記
R4. 4. 1	第 13 条 2 項	非常災害対策に地域との連携を追加
R4. 4. 1	第 21 条	業務継続計画の策定について追加 これにあわせて条項番号の変更
R6. 4. 1	第 21 条	法改正を受けて身体拘束に関する条項を追加 し、条項番号を変更する
R6. 4. 1	第 9 条	昼食代を 600 円に変更
R7. 4. 1	第 5 条	年末年始の誤記訂正 (12/29～→12/30～)